

家庭的保育事業等の認可に係る意見 聴取について(概要資料)

- (1)家庭的保育事業等の認可に係る意見聴取の位置づけ、根拠
- (2)家庭的保育事業等の認可について

(1) 家庭的保育事業等の認可に係る意見聴取の位置づけ、根拠

認可申請があった家庭的保育事業等について、児童福祉法第34条の15第4項に基づき、意見聴取を行うもの。
(認可主体は市であり、法令上の基準への適合性に係る審査を経た上で、意見聴取を行う。)

【参考】

児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抜粋)

(家庭的保育事業)

第34条の15

(第1項 略)

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

(第3項 略)

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

佐世保市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第22号)(抜粋)

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- 一 児童福祉法その他の法令の規定により、児童福祉審議会(中核市に置かれる児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関をいう。)が所掌する事項
- 二 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に規定する事項
- 三 認定こども園法第25条に規定する事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項

(2)家庭的保育事業等の認可について

【概要】

① 事業区分

家庭的保育事業

② 事業等概要

- ・申請者:個人
- ・住所:佐世保市黒島町
- ・定員:5名(3号認定:5名)
- ・事業所面積:250.35㎡
(ほふく室:35.65㎡ 遊戯室:99.91㎡ その他:114.79㎡)
- ・開所時間:(平日・土曜)8時00分～19時00分
- ・休園日:日曜日、祝日、12月29日から1月3日
- ・給食:有(外部委託)

③ 認可申請の内容

別紙資料のとおり(当日配付)

④ 事業開始の予定年月日

令和2年4月1日